

平成20年9月3日

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄 様

大阪市長 平 松 邦 夫
〔担当：財政局 税務部〕
〔情報公開室 監察部〕

平成20年7月14日付け勧告に対する報告について

平成20年7月14日付で受けました大阪市公正職務審査委員会からの勧告に従い、区役所の旧税務担当における不適正資金問題等についての調査を行いましたので、その結果を報告します。

記

1. 財政局税務部における調査について
浪速区及び東住吉区を除く22区の旧税務担当に関する調査を行った。
結果等は、別添1のとおり。
2. 情報公開室監察部における調査について
浪速区及び東住吉区の旧税務担当に関する調査を行った。
結果は、別添2のとおり。

財政局税務部における調査について

1 はじめに

7月14日の大阪市公正職務審査委員会（以下「公正職務委員会」という。）からの勧告に従い、公正職務審査委員会事務局（情報公開室監察部）が調査中である浪速区、東住吉区を除く22区の旧税務担当において、既に判明しているもの以外に、平成9年度以降において不適正資金が存在しなかったのかを財政局において改めて調査することとした。

2 調査体制

区役所旧税務担当における不適正資金に関する調査を適正・円滑に進めるため、内部統制責任者である財政局長を委員長とする財政局不適正資金（区役所旧税務担当）調査委員会（以下「財政局委員会」という。）を設置し、具体の調査については税務部、財務部の課長級職員中心とし、一部市税事務所の職員の応援も求める体制で調査を実施した。

3 調査内容

公正職務委員会の勧告内容を基に、財政局委員会で検討した結果、次の調査を行うこととした。

(1) 陳述書（兼誓約書）の徴収

旧税務担当において平成9年度～18年度に会計事務を担当していた退職者を含む職員（税務担当課長、課長代理、管理担当係長、会計事務担当係員）から、不適正資金に関与していなかったとする者については、関与していなかったこと及び現在も不適正資金を管理していない旨を誓約した文書を、また何らかの関与があったとする者については関与の内容を陳述した書面を徴収することとした。

併せて、上記関係者から金融機関の口座を調査することの同意書を徴収することとした。

調査対象者数 合計 481名（現職 201名、退職者 280名）

(2) 帳簿（アルバイト賃金、消耗品）の調査

帳簿の保存期限内である平成14年度～18年度のアルバイト賃金及び消耗品費にかかる支出決議書、支出命令書、出勤簿、精算報告書等の関係書類を調査した。

調査にあたっては、次の項目を中心に調査を行うこととし、これらの項目に疑義がある場合には不適正資金の存在が疑われることから、当時の事務を行っていた職員から事務のやり方を聴取し「指摘事項説明書」の提出を求め、不適正資金の捻出や預けを行っていなかったかを確認することとした。

① アルバイト賃金

- ・ 各書類及び書類間における筆跡、印影、出勤日数等の整合性
- ・ 複数回採用されたアルバイトについて、各採用時の書類間における整合性
- ・ 複数区で採用されたアルバイトについて、区相互間の整合性

② 消耗品費

- ・ 同一業者で「口座払い」と「窓口払い」の混在の有無
- ・ 6月5日に大阪市不適正資金問題調査検討委員会より出された不適正資金問題調査報告書（以下「6月5日の報告書」という。）で既に「預け」が判明している業者との契約の有無
- ・ 特定の業者への少額特命随意契約の多用の有無
- ・ 上記に該当する契約の支出決議、支出命令書等の関係書類間の整合性

(3) 金融機関に対する口座の有無の確認

平成17年・18年において、(1)の対象者について口座調査の同意を求めるとともに、組織名の肩書きのある口座の有無を、区役所周辺の金融機関に依頼し調査した。

調査対象金融機関数 25行 137支店

(4) 財政局内部統制責任者への申告受付窓口の設置

財政局内部統制責任者である財政局長及び財政局内部統制副責任者である財政局税務総長への意見・情報提供の呼びかけを、平成9年度以降に区役所旧税務担当に在籍した職員に対して庁内メールにて行った。

4 調査結果

(1) 陳述書（兼誓約書）の徴収

現職201名のうち休職、産休により徴収ができなかった者2名を除く199名、また、退職者280名のうち死亡、病気、所在不明等の者30名、拒否者1名を除く249名から徴収し、6区36名から不適正資金に関与したと陳述があった。

なお、その内3区22名については6月5日の報告書に記載されている事項と同一の内容であり、新たに2区7名から（北区、鶴見区）不適正資金の捻出及び存在に関する陳述を得た。

(2) 帳簿（アルバイト賃金、消耗品）の調査

① アルバイト賃金

調査対象件数2,807件のうち16区、84件について疑義が生じたため、当時の担当者指摘事項について事務のやり方などの事情を聴取し、指摘事項説明書を徴収

した。

その結果、3区（福島区、此花区、生野区）において不適正資金を捻出していたことが判明し、改めて同内容に基づく陳述書を福島区の7名から徴収した。

② 消耗品費

調査対象件数6,157件のうち10区、44件について詳しい調査を必要としたため、当時の担当者に指摘事項について事務のやり方などの事情を聴取し、指摘事項説明書を徴収した。

その結果、1区（福島区）において「預け」を行っていたことが判明し、①と合わせて陳述書を徴収した。

(3) 金融機関に対する口座の有無の確認

調査対象金融機関25行のうち協力に応じてもらえなかった2行を除き回答を得たが、すべて該当の口座は無かった。

(4) 財政局内部統制責任者への申告受付窓口の設置

2件のメール（同一人）が寄せられたが、不適正資金につながる内容ではなかった。

5 不適正資金の状況

(1) 北区

陳述書（兼誓約書）を徴収する過程で当時の職員の陳述から不適正資金を管理していたこと及びアルバイト賃金からの捻出が判明した。元々の不適正資金の捻出方法は不明であるが、不適正資金を管理していた通帳の履歴の復元及び追加の捻出の特定により不適正資金の額を算出した。（平成11～19年度（捻出は平成15年度））

(2) 福島区

帳簿調査によりアルバイト賃金から不適正資金の捻出が行われていたことの疑義があったものについて、当時の職員から事情を聴取したところ不適正資金の捻出が判明した。（平成9～16年度）

又、帳簿調査により消耗品費において「預け」の存在に疑義があったものについても、当時の職員から事務のやり方等の状況を聴取したところ、「預け」が行われていたことが判明した。（平成9～18年度）

不適正資金の額は、物的証拠がないため、不適正資金と疑われる支出命令書の金額を積み上げ算出した。

(3) 此花区

帳簿調査によりアルバイト賃金から不適正資金の検出が行われていたことの疑義があったものについて、当時の職員から事情を聴取したところ不適正資金の検出が判明した。不適正資金の額は、物的証拠がないため、不適正資金と疑われる支出命令書の金額を積み上げ算出した。(平成 14 年度)

(4) 生野区

帳簿調査によりアルバイト賃金から不適正資金の検出が行われていたことの疑義があったものについて、当時の職員から事情を聴取したところ不適正資金の検出が判明した。不適正資金の額は、物的証拠がないため、不適正資金と疑われる支出命令書の金額を積み上げ算出した。(平成 12～15 年度)

(5) 鶴見区

陳述書(兼誓約書)を徴収する過程で当時の職員の陳述から不適正資金の存在したことが判明した。検出方法は不明であり、不適正資金の額は、物的証拠が無いため陳述者の陳述内容より推定した。(平成 12～15 年度)

(6) その他の不適正

帳簿調査によりアルバイト賃金による不適正資金検出の疑義があったものについて、当時の職員及びアルバイトから事務のやり方等の状況を聴取する中で、「年休」と称して1月に1日分アルバイト賃金を余分に支給していた区(阿倍野区)があった。(～平成 16 年度)

(7) その他について、関係者から事務のやり方等の状況を聴取したところ、調査の範囲では事務手続き上の問題はともかく不適正資金の検出と言えるものは判明しなかった。

6 返還額

今回の調査により判明した帳簿等の存在している平成 14 年度以降の不適正資金の合計額は 7 3 1 万円である。

なお、返還額については、この金額をベースとして、6 月 5 日の不適正資金問題調査報告書の考え方により遡る必要のあるものについては遡って加算し、公的使用が認められるものについては控除して算出することになる。

7 その他

公正職務委員会の勧告における「4 勧告」の(5)については、文書が保存されている

平成 14 年度以降において調査した限りでは、個別に当該区の要請に基づき配分を行った場合を除き、アルバイト賃金及び消耗品費のいずれにおいても年度当初から執行できるように年数回に分けて配分しており、年度末等の不適切な時期に予算配分を行った事実はない。また、区役所旧税務担当は、平成 19 年 10 月 9 日に財政局の組織として市税事務所に集約されており、局・区間の予算配分というシステムは存在しないため、事務システムの側面からはすでに解決されているものと考えている。

なお、事務システムの側面からはすでに解決されているとはいえ、今後は内部統制体制を通じて職員のコンプライアンス意識の強化に努めてまいりたい。

1. 浪速区旧税務担当における不適正資金

- ・平成10年10月以前から存在していた。しかし、この記録や証拠書類は残っていない。
 - ・平成10年時点で、約24万4千円の残高があった。
 - ・年度末に当年度予算が財政局から配当され、契約できない訓令予算を消化するため、予備としてあらかじめ取っておいた白紙支出命令書等を使用し、窓口払いで現金化していた。
 - ・平成10年度から平成14年度までの間においても、毎年数十万円程度の資金が捻出されている。合計捻出金額は約156万2千円と推認する。
 - ・主な用途は、備品、消耗品等の購入である。伝票等はほとんど残っておらず、関係者の証言による。
 - ・平成12年以前の資金管理者については、判明していない。
 - ・平成18年12月末時点で、資金管理用の銀行口座に約74万5千円の残高があったが、このうち74万円が当時の税務課担当係長から総務課長代理へ引き継がれた。
 - ・また、この税務課担当係長は、資金管理口座とは別に旧税務担当の不適正資金と推認する出所不明金を手元で現金管理していたが、これに前述の約5千円の残金を合わせ、合計約12万円を引き続き管理した。
- ・総務課長代理は、受領した74万円のうち14万円を保管し、60万円を部下（当時の総務課担当係長）に不適正資金であることを伏せて保管を依頼し、渡した。
- ・総務課長代理は、14万円を私的費消していないと疎明することが出来ない。
 - ・総務課担当係長は、60万円を総務課長代理の私金と認識し、自身の郵便貯金口座等に預け、保管した。
- ・平成19年3月に、税務課担当係長は、引き続き自身が管理してきた約12万円について、それが不適正資金であることを伏して関係者と相談を行い、総務課で使う備品、消耗品を購入した。
- ・平成20年4月の調査の際、複数の関係者がこの不適正資金の存在について申告したが、そのうち1名の関係者（74万円を総務課長代理に渡したとする税務課担当係長（この時点では退職者））の申告を、調査を担当した総務担当課長代理が種々の状況から独断で不採用とし、不適正資金問題調査検討委員会が行ってきた事実確認を妨げた。
- ・平成20年6月5日に出された不適正資金問題調査報告書を見て、自身の申告内容が取り上げられていないと認識した前述の税務課担当係長（退職者）から総務局に対して事実究明を求める申告があり、それを受けた総務局から公正職務審査委員会へ公益通報が行われ、調査が行われてきた。

○現存する資料は、①資金管理に使われていた平成10年10月以降出納経過のわかる取引履歴明細書1通、②総務担当係長（当時）が60万円を保管してきた郵便貯金の預金取引明細表1通、銀行預金通帳（写）2通。

- 捻出総額：1,561,843円、最終捻出日：平成14年5月10日
- 支出総額：821,843円、最終支出日：平成19年3月31日

2. 東住吉区旧税務担当における不適正資金

- ・平成14年4月以前から存在していた。しかし、この記録や証拠書類は残っていない。
- ・平成14年時点で、約99万7千円の残高があった。
- ・平成14年度以前は、次年度予算の確保のために現年度予算の消化を図ることを目的として、この不適正資金が捻出されたと推認する。
- ・平成14年以降の資金捻出は、行われていない。
- ・主な使途は、①区長等が出席する会合の会費、②消耗品等の購入、③交通費の支弁、④税込納金への補填である。伝票等は残っておらず、帳簿の記載、関係者の証言による。
- ・平成19年3月末時点で、約71万3千円の残余金があったが、これが当時の税務管理係長から総務担当へ引き継がれた（金庫に入れられた）ものと推認する。
- ・この現金は、金庫内で相当期間放置されたものと推認する。

・平成19年夏、総務担当が管理する倉庫からこの現金を含むと推認できる約134万円の現金が、発見された。現認者（当時の総務担当課長代理ら）は、旧税務担当からの引継ぎ金等であろうかと考えたものの、最終的に親睦会等の残金と思い込み、適切な調査等を行わず、放置した。また、これらのことは総務担当課長へ報告は行われなかった。

・差額の約62万7千円については、カンパとして収集された、職員への還付金等と書かれた封筒に入っていたとの証言もあるが、全体として総務担当に存在した出所不明金と推認する。

・平成19年12月4日に会計室が行った監査の際に、これらの現金が見つけれられたが、区は会計室にこれらの現金は区政協力会のものであると虚偽の報告を行った。

・この直後、総務（用度）担当の不適正資金と推認する約12万円の現金があることが判明し、合わせて約146万円を総務担当課長、総務課担当係長が分担して保管した。

・総務担当課長は全庁調査等を行っているなかで、平成20年2月中旬に市が行っている調査に対して不適正資金の存在を申告しようとして企図していた元税務管理係長（当時）に申告を控えるよう、それまでの上司部下の関係をも利用した「誘導」を行った。

・結果として、市の全庁調査に対しては、何らの申告行われなかった。

・平成20年4月に、公正職務審査委員会に匿名の公益通報が行われ、調査が行われてきた。

・平成20年7月初旬、総務担当課長は情報公開室監察部に対して、平成20年3月に出所不明金約146万円が見つかったと、虚偽の報告を行った。これは、前述の約146万円そのものである。

○現存する資料は、①平成14年4月以降の差し引き簿、②資金管理に使われていた平成14年4月以降の預金通帳2通と預金取引明細表1通。

- 捻出総額：1,749,876円、最終捻出日：平成14年4月24日以前
（旧税務担当：996,955円、総務担当：752,921円）
- 支出総額：283,474円、最終支出日：平成18年3月17日